

パブコメ意見とそれに対する考え方

項目	パブコメ意見	検討会としての考え方
全体について	<p>○現実の学校図書館について踏み込んだ表現が少ない。2章も「学校司書」ではなく学校図書館の歴史と・現状と資質能力でまとめた方がよい。</p> <p>○現場の状況をしっかり把握し分析した良い報告案だ。</p> <p>○現場をよく知ったうえでのよい報告書だ。</p> <p>○現時点での学校図書館職員に関する諸課題について、現状把握、解決方策が検討されて、良くまとめられている。</p> <p>○現場の学校司書は、自分たちの声が反映されていると感じている。</p> <p>○学校図書館の果たすべき使命・目的・役割がとてもよくまとめられている。</p> <p>○学校司書の資質能力も様々であり、学校図書館業務を行うために必要な水準に達していない場合もあるという表現がある。率直にそれを認め、水準を上げるための方向性の提案は評価できる。学校図書館に置ける専門職員制度を確立するために、より厳しい指針を示すべきである。</p>	<p>全体として報告書の内容は支持されたものと考えられます。</p> <p>2章に関する意見は、報告書の目的が主に学校司書の資格・養成のあり方についての提言であることから、「学校司書」で書いています。</p>
1. 学校図書館の使命・目的・役割	<p>○学校図書館がどうあるべきかという一般理論ばかり先行して、「学校図書館職員問題」の焦点と乖離している。</p> <p>○学校図書館の使命・目的・役割について全面的に賛成。学びへの支援は、既存の教科との連携や支援にとどまらず、生涯学習へとつながるものでなければならない。</p>	<p>賛成意見とともに、学校図書館がどうあるべきかという一般理論が先行しているとの意見がありました。職員問題にとりくむには、前提として学校図書館がどうあるべきかという議論が必要でした。</p>
(1) 学校図書館の使命・目的	<p>○ユネスコ学校図書館宣言の学校図書館の使命の冒頭は「学校図書館は、学校構成員全員が科学的且つ論理的な批判精神を養い、…」となっているがそこが抜けている。</p> <p>○理論的な根拠として、ユネスコの「学校図書館宣言」と、日図協の「図書館の自由に関する宣言」を明記した点は、優れた見解である。</p>	<p>ユネスコ学校図書館宣言では、学校図書館の使命が五点あがっています。本報告書では民主主義的背景を示す2点を抜粋しました。</p>
(2) 学校図	<p>○「場」を提供する役割を、学校図書館が提供す</p>	<p>検討会において、学校図書館の「場」</p>

<p>書館の役割と利用者像</p>	<p>べき役割と規定し、科目内容としても展開していることに、目を開かされた。</p> <p>○ここでは学校図書館の役割を3つに整理しているが、利用者であり図書館スタッフの一員である図書委員による活動も、教育的役割として位置付けてほしい。</p>	<p>を提供する役割は重要であるとの議論がありました。また、児童生徒図書委員会の活動については、1の(2)②に、「児童生徒の主体的な活動である図書委員会を支える活動」を加えることにしました。</p>
<p>(5)「場」として学校図書館が行うこと</p>	<p>○「場」を図書館資料から図書館職員までの4要素の一つとして提示したことは画期的。</p>	
<p>2. 学校司書の歴史・現状と資質能力</p>	<p>○唐突に「学校司書」の記述から入っているが、「学校図書館職員問題」の報告書なので、簡単にでも司書教諭やその他の学校図書館職員についても併記(解説)するのが望ましい。</p> <p>○表3「学校司書に求められる資質能力」に「学校図書館を主体的に運営する能力」が欠けている。</p>	<p>本報告書の目的上、学校司書に焦点をあてた記述、構成にならざるを得ませんでした。また、学校司書に求められる資質能力に「学校図書館を主体的に運営する能力」を入れることについては、表3全体が「主体的に運営する能力」を示しています。</p>
<p>(1) 学校司書の歴史的経緯</p>	<p>○戦前戦中に学校司書は全く存在しなかったわけではなく、「学校司書は、戦後初期から存在し」の記述は適切ではない。</p>	<p>「戦後初期から」の記述を「学校図書館法制定以前から」に改めました。</p>
<p>(2) 学校司書の現状</p>	<p>○非常勤の学校司書の詳しい雇用実態を明記してください。</p> <p>○p.7の「学校司書の配置率」は、2016年7月現在の文部科学省ホームページから入手できるデータと異なっている。</p> <p>○p.7の「民間委託」の実態について、「学校司書の配置率」は「学校数」なのに、「民間委託」については「自治体数」となっており、状況が見えにくくなっている。</p> <p>○53.6%の高校に常勤職員が配置されているところ、「常勤職員の割合は53.6%であり」との記述になっている。</p> <p>○民間委託について、「この形態そのものが学校教育になじまない」と結論づけているが、評価として適切ではない。民間委託を導入してでも「学校図書館に人を置く」という努力と工夫をしていることを積極的に評価すべき。</p> <p>○民間委託等は学校教育になじまないとの根拠は明確でない。</p>	<p>非常勤学校司書の雇用実態については、できる範囲での記述を試みています。なお検討会委員には非常勤学校司書も含まれています。</p> <p>学校司書の配置率の数値については、ご指摘の通り訂正しました。民間委託の実態については、もとの文科省調査のデータが「自治体数」しか示されていないことによるものです。また、割合の語があいまいでしたので、「常勤職員の配置率は53.5%であり」と修正しました。</p> <p>民間委託については、積極的に評価する立場に立つことはできません。文科省研究協力者会議(第3回2016.1.31)ヒアリングに対する意見及び論点整理(案)についての協会意見(2016.5.10)、ともに協会としては「学校図書館で行うべきでない」と意</p>

		見表明を行っています。その根拠については、2の(2)③で、説明を試みています。
3. 学校司書と教職員等との役割分担と協働	<p>○学校司書と司書教諭の制度上の問題点で、学校図書館の専門的職務を掌るとされる司書教諭は、学校図書館の専門的職務を本務としない教諭の充て職であることが挙げられている。そもそも学校図書館の職務を司書教諭では全うできないことから、学校司書が生まれてきたことをかんがえると、学校図書館の職務を分ける必要はないと考える。</p> <p>○学校司書と司書教諭の関係について、それぞれの立場を尊重して協働していくものであるという認識は大事である。</p>	法律に司書教諭と学校司書が存在する以上、司書教諭と学校司書の役割分担を考えることは必要であると考えました。
(2) 司書教諭との協働	<p>○「司書教諭は、(略)11 学級以下では発令のない学校が多い」とある。現行法の欠陥であるが、学校規模によって学校司書を配置する・配置しないという格差が存在することをなぜもっと追求しないのか。</p> <p>○司書教諭の定義として「学校司書によって機能する学校図書館を率先して授業に活用し、学校図書館を活用した教育活動(授業等)の有効性を校内に発信し、計画的に推進する教諭」は、初めて聞いた。もう少し丁寧な記述が必要。</p> <p>○「学校図書館の運営面では、学校司書が専門職としての専門性を生かして主たる担当者となり、司書教諭は、教諭としての専門性を生かし授業での活用を推進すること」と、これまでと大きく異なる解釈をすることは得策ではない。</p> <p>○従来とは逆に「学校司書が…主たる担当者」となることを主張している、一方、「対等かつ主体的に職務を遂行していく」ことを求めている。このように逆転させることに違和感を抱く。</p> <p>○学校司書が専門性を発揮して学校図書館運営の主たる担当者として対等かつ主体的に職務を行うことは現状に照らして妥当である。</p> <p>○司書教諭の専任化には反対である。</p>	<p>学校司書の配置について学校規模による規定はありません。むしろ自治体による差が大きいため、自治体に対し、学校図書館の重要性、学校司書配置の必要を訴えたいと考えます。</p> <p>司書教諭の定義については「学校司書によって機能する」の部分を削除することにしました。</p> <p>学校司書が学校図書館運営において「主たる担当者」であるかどうかは、よせられた意見でも、意見が分かれています。正規職員・有資格の学校司書の場合、「学校司書が…主たる担当者」となっている実態があります。本報告書では、学校司書は学校図書館運営における主たる担当者、司書教諭については「教諭としての専門性を生かし授業での活用を推進する主たる担当者」として整理することにしました。</p> <p>司書教諭の専任化については、よせられた意見のなかに、司書教諭の専任化に反対、あるいは教員全員が司書教諭であるべきだとの記述がありました。なぜ司書教諭が専任でなければなら</p>

	<p>○「法的には学校図書館の専門的職務を掌るとされる司書教諭は、(略) 充て職である。このような職員制度そのものが学校司書と司書教諭の協働を妨げる一因となっている。」に加えて、司書教諭が専任であれば学校司書と協働できることを明記すべき。</p> <p>○特に東京においては、二職種併置が図書館活動にむしろマイナスに作用したことを分析、検証すべき。</p> <p>○司書教諭が十分機能していないからと言って、学校図書館の機能をすべて学校司書に負わせるべきではない。学校図書館には両者が必要。</p>	<p>らないかについては、根拠が明確に示される必要があります。</p> <p>学校図書館の機能をすべて学校司書に負わせるべきではないとの意見に対しては、本報告書は、司書教諭との協働、教職員との協働を訴える内容なので、ご指摘の内容にあたらなと考えます。</p>
(3) 教職員との協働	<p>○授業との関わりにおいて、「教員の役割」と「学校司書の役割」を混同している。</p> <p>○「児童生徒への個別の対応」は、学校にただ一人の学校司書が、果たして多くの児童生徒の個別対応が可能だろうか。</p>	<p>実際に行われている実践を背景に記述を試みています。また「児童生徒への個別の対応」については、現実に学校図書館を「居場所」としている児童生徒が存在することから、学校司書の立場からの記述を行っています。</p>
4. 学校司書の資格・養成・研修(1) 学校司書の資格のあり方	<p>○学校司書は司書である。だから司書資格に学校司書課程を追加すればよい。司書資格を基礎資格とするなら、学校司書科目を2科目4単位履修させればよい。</p> <p>○表4「コレクション形成と組織化」について、「校種・利用者に応じたコレクションを構築する力」として、どれだけの知識を持てばよいのか。また「NCR、NDC等を理解し、応用する力」というが、なぜ主題目録のコトバによる組織化を求めないか。</p> <p>○表4について「学校図書館を主体的に運営する能力」の項目が欠けている。</p>	<p>2014年7月4日付「学校図書館法の一部を改正する法律(見解及び要望)」において、学校司書の資格については「図書館情報学を基礎とし、さらに学校図書館で働くために必要な学校教育に関する内容を含んだ新たな学校司書の資格」と記述しています。学校司書資格についての考え方は、この記述が根拠になります。</p> <p>また主題目録のコトバによる組織化については、NCR、NDCに加えて、BSH(基本件名標目表)を入れることにしました。</p> <p>「学校図書館を主体的に運営する能力」は、表全体で示しています。</p>
(2) 学校司書の養成のあり方	<p>○「司書資格取得に必要な24単位を下回らない」について、かつてJLAは司書課程のカリキュラムについて、学芸員・社会教育主事と共通するカリキュラムを除く24単位を求めていた。</p> <p>○全体基調を踏まえたうえでA案(既存科目のみ)</p>	<p>学校司書の新しい資格を考えるにあたり、現実性があり、大学が開講可能な単位数であることを考慮しました。</p> <p>A案、B案についてのご意見は、ご</p>

	<p>と B 案（既存科目＋独自科目）を示した。A 案は司書教諭資格科目、司書資格科目の読み替えによる「現実的な妥協策」であるが、これは時限措置であるべきである。B 案は、メディア情報リテラシー、コミュニケーション・スキルの能力を形成する科目がない。また、資料組織や情報サービス関係の演習科目がない。ただし現状 14 科目 27 単位であり、単位数の増でなく全体調整が必要。</p> <p>○「場を提供する役割」を重視するのであれば、場を必要とされている文献を引用すべきである。これに対応する授業は「図書館設備論」や「学校図書館サービス・活動論」だけでは不十分。</p> <p>○学校司書の養成方法として、既存の司書課程等の特論科目として展開できる方策が必要。</p> <p>○求められる資質能力に応じた養成カリキュラムであり、既存科目のみならず独自科目もあり、養成機関の現状を踏まえて、納得のいくものである。27 単位も望ましい。</p> <p>○養成時には、学校司書独自の図書委員活動や教科との連携に関する科目が必要。</p>	<p>指摘の通りです。科目とのつながりの不十分さはありますが、現時点での最善の内容を考え、提案しています。「場を提供する役割」についても同様です。</p> <p>特論科目としての展開については、各大学及び担当者の裁量範囲が大きくなる懸念があると考え、最小限の内容にしています。B 案に学校図書館特論が入っています。</p> <p>児童生徒図書委員会活動を単独で扱う科目はありません。教科との連携に関しては「学習指導と学校図書館」の内容になります。</p>
<p>（3）学校司書の研修のあり方</p>	<p>○e ラーニングの活用があげられているが、実際にどういうものがあり、効果が期待できるのだろうか。</p> <p>○認定学校司書の創設は、学校司書という職そのものが確立せずに終わるなかにおいて、拙速な提案。削除が望ましい。</p> <p>○認定司書になっても職場では何ら変化が生じていない現状を踏まえると、同様のものを提案するのだとすると先行き不安である。</p> <p>○認定学校司書については、必要性が共有できているとは思わない。</p>	<p>正規の大学でも、e ラーニングの手法をとっているところがあり、e ラーニングの活用は必要と考えました。</p> <p>認定学校司書の記述については、検討の結果削除しました。</p>
<p>5. 望ましい学校図書館職員制度のあり方</p>	<p>○かつて全国に先駆けて都立高校図書館に置かれてきた専任の学校司書制度の変遷を考えると、時代に振り回されない普遍の法整備の重要性を痛感する。</p>	
<p>（2）将来望</p>	<p>○学校図書館専門職制度の要件として、4 点を挙</p>	<p>学校図書館専門職員制度の要件と</p>

<p>ましい学校図書館専門職の要件</p>	<p>げている。それぞれの実現可能性を考えた順序づけをしなくてはならない。それらは文部科学省の所管を超えた課題となることも明らかだ。</p> <p>○学校司書は図書館の専門職員であるより、学校図書館の専門職員として、定義を明快にすべきだ。</p> <p>○「将来の学校図書館職員制度として単一の学校図書館専門職員を新たな教育専門職員として全校に配置」を主張するのであれば、現行制度の下での場合と法改正が行われた場合を分けて示した方がよい。</p> <p>○学校図書館専門職員を教員としないのは、定数法の問題や現職者が教員となることの困難が考えられる。それは理解できる。しかし、学校では「先生中心主義」は根強い。児童生徒の信頼を得られるか。</p> <p>○「単一の新たな教育専門職員」という考え方は、新たな学校司書の資格・養成が検討されている現時点で、より説得力を増してきた。二職種併置の主張もあるが、学校図書館のなかで二つの異なる専門職の必要性はない。</p> <p>○新たな学校図書館専門職員の設置、職務内容、地位権限を法律に規定することを強く求める。</p>	<p>して、必要な4点をあげています。</p> <p>学校司書の定義については、できるだけ明快な記述を試みています。</p> <p>また将来の学校図書館職員制度を考えるうえで、現行制度の下での場合と法改正が行われた場合を分けて示した方がよいとの意見については、新たな法改正の具体的なあり方に関して十分な議論ができませんでした。そのため、この表現になっています。</p> <p>学校図書館専門職員が教員でないことで、児童生徒の信頼は得られるのかとの意見については、確たる制度のない現状においても、諸条件が整うことで児童生徒の信頼を得ている実態があります。現段階では学校図書館の役割の周知や学校図書館実践の充実にとりくむことが重要と考えます。</p>
<p>(3) 望ましい方向</p>	<p>○学校図書館専門職員が制度化されたとしても、教師との協働は必要であることが明記されてよかった。</p> <p>○将来的には学校司書が図書館運営全般を担い、司書教諭は授業実践で図書館の活性化に関わっていく方向にある。学校司書を教育職に位置付ける法改正が望ましいとの見解は妥当。</p> <p>○将来的には教育職としての学校司書が図書館運営全般を担えるような法改正は必要。</p> <p>○教諭をもって充てるでなく、定数法を改正して、教育職で専任であることは必須。今、司書教諭に加えて学校司書が必要なのは、現状を補うためである。</p>	<p>学校司書を教育職で、との意見については、十分な議論ができませんでした。そのため教育専門職員の表現になっています。</p>
<p>その他</p>	<p>○委員名簿がない。</p> <p>○検討会の構成員を開示すべきである。</p>	<p>検討会委員の名簿をつけることにしました。パブコメ募集のルールにつ</p>

	<p>○パブコメ意見がどのように扱われるかが公表されていない。にも拘らず、意見提出者の氏名等の記入を求めていること、1000字以内としていることは理解に苦しむ。</p> <p>○パブコメのルールの確認をしてほしい。</p>	<p>いて、十分な議論ができていませんでした。今後改善していきたいと思いません。</p>
--	---	--